

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和5年7月11日

香川県知事 池田豊人

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	中屋敷地区	令和5年5月10日
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	樋ノ口2号地区	令和5年5月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	樋ノ口一之股地区	令和5年5月10日
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上法沖地区	令和5年5月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大窪池地区	令和5年5月10日
公文地区共同施行	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	公文地区	令和5年5月31日
まんのう町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	片岡地区	令和5年4月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	川東4地区	令和5年5月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大井手地区	令和5年5月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東部1地区	令和5年5月31日